

公募型プロポーザル方式公告

次の業務について、公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和 6 年 11 月 29 日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 業務の概要

- (1) 業務名 資産管理及び操作ログ収集システム調達業務
- (2) 業務内容 資産管理及び操作ログ収集システム調達
(詳細は仕様書のとおり)
- (3) 構築期間等
 - ア システム構築期間
本件受託から令和 7 年 2 月 28 日までとする。
 - イ 運用及び保守期間
令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までとする。
 - ウ 運用開始想定日
令和 7 年 3 月 1 日とする。

2 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (3) 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合は、この限りでない。
- (4) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日（※指名の場合は、指名通知日）から契約までの間に、田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「工事等資格停止措置要領」という。）（又は田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。））による資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加

しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 令和6年度「田辺市物品等入札参加者登録者名簿」に登載された者であって、営業種目「コンピュータ機器類 (Q22)」または、「コンピュータシステム開発・保守・点検等 (Z97)」で登載されている者であること。なお、未登録の者にあつては、令和7年2月中が田辺市物品入札参加資格の追加登録期間であることから、参加申請をする場合は、本申請とは別に速やかに登録申請を行うこと。参加申請の詳細は、田辺市役所契約課のホームページを参照すること。また、未登録の者にあつては、参加申請をする場合は、本申請と併せて次の書類を提出すること。また、契約相手方となった場合は、次期の登録申請期間に速やかに登録申請を行うこと。

ア 提出書類

- (ア) 国税納税証明書（法人にあつては、その3の3。個人事業者にあつては、その3の2。）
 - (イ) 市税完納証明書（市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者のみ）
 - (ウ) 印鑑証明書
 - (エ) 登記簿謄本（個人事業者にあつては、身分証明書。）
 - (オ) 誓約書
- ※(ア)(イ)(ウ)(エ)については、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。
- (8) 指名通知日において、プライバシーマークの認定、もしくは、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度における認証を取得していること。

3 実施要領等の交付期間及び方法

本業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和6年11月29日から令和6年12月6日まで
- (2) 交付方法 田辺市役所 情報政策課 ホームページ
URL:https://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/shisankanri_rog_propo.html
田辺市企画部情報政策課で直接配布も可能。

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
田辺市役所企画部情報政策課
電話 0739-26-9917
メールアドレス jyouhou@city.tanabe.lg.jp